



観音寺市特定不妊治療費助成事業のお知らせ

観音寺市では、体外受精および顕微授精（特定不妊治療）による不妊治療を受けられたご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療費の助成を行っています。

助成の対象となる治療法（特定不妊治療）

- ① 保険診療で行われた体外受精および顕微授精の治療（保険診療と組み合わせて実施された先進医療部分の治療を含む）
- ② 医療保険基準に適する治療を基準としているが、一連の過程において保険適用外（先進医療を除く）の治療を併用した特定不妊治療で全額自己負担となった治療
- ③ 特定不妊治療に伴う男性不妊治療（精巣内精子採取術）

実施医療機関

日本産科婦人科学会において生殖補助医療実施医療施設として登録した医療機関

助成を受けられることができる方

☆次のすべての要件を満たす方

- ① 観音寺市に住民票があり、法律上の婚姻関係にある夫婦、または、事実婚関係にある方
- ② 治療開始日における妻の年齢が **43歳未満** である夫婦
- ③ 特定不妊治療以外の治療法では、妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された方
- ④ 夫婦の住所地が異なる場合において、他の市町村（特別区を含む）で助成を受けておらず、治療を受けている方が観音寺市に住民票があること
- ⑤ 夫婦ともに市税を完納していること

助成内容・回数

初回申請の治療開始日における妻の年齢を基準とし、43歳以降は助成対象外となります。

★40歳未満であるときは⇒43歳になるまでの間において通算6回まで。

★40歳以上43歳未満であるとき⇒43歳になるまでの間において通算3回まで。

★助成を受けた後、出産した場合は、（妊娠12週以降に死産に至った場合も含む）これまで受けた助成回数をリセットすることができます。その場合は、戸籍謄本または母子健康手帳にて確認させていただきます。

★他市町村にて、特定不妊治療費助成を受けたことがある場合は、受給年月日や回数等をお申し出ください。

申請期限

治療が終了した日から1年以内

裏面もご覧ください

申請の手続き



以下の書類を観音寺市こども家庭課おやこ保健係までご提出ください。

混雑を避けてスムーズに申請手続きを行っていただくため、お電話での事前予約にご協力ください。

☆下記以外にも注意点がありますので、申請する際には事前にご相談・お問合せください。

1	<input type="checkbox"/> 観音寺市特定不妊治療費助成事業申請書	・申請者、請求者、口座名義人は同一にしてください
2	<input type="checkbox"/> 観音寺市特定不妊治療費助成事業受診等証明書 (保険診療用または混合診療用)	・医療機関が記入しますので、申請者の方は書き込まないでください
3	<input type="checkbox"/> 指定医療機関発行の領収書及び明細書【原本】	
4	法律婚の場合 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本の写し【原本】	・初回申請時のみのご提出で構いません ・夫婦で住民票の住所が異なる場合は左記以外の書類が必要になります ※事前にこども家庭課までご連絡ください
	事実婚の場合 <input type="checkbox"/> 両人の戸籍謄本及び両人の住民票の写し【原本】	・継続して2回目以降を申請される場合は3か月以内に発行したものであればコピー可
5	事実婚の場合 <input type="checkbox"/> 事実上の婚姻関係に関する申立書	
6	<input type="checkbox"/> 観音寺市特定不妊治療費助成事業に関する同意書	・複数回分まとめて申請される場合は1枚で構いません
7	<input type="checkbox"/> 観音寺市特定不妊治療費助成事業助成金請求書	
8	<input type="checkbox"/> 振り込み予定の通帳	
9	<input type="checkbox"/> 限度額適用認定証の写し	・マイナンバーカードを医療機関窓口にて提示している場合は、市への提出は不要です
10	<input type="checkbox"/> 資格確認書または資格情報のお知らせの写し	・男性不妊治療併用の方は、男性の資格確認書等の写しもお提出ください
11	<input type="checkbox"/> 高額療養費などの払い戻しがある場合はその明細の分かる書類（コピー可）	・ご加入の健康保険から高額療養費や付加給付等の払い戻し金がある場合はご提出ください
12	<input type="checkbox"/> 完納証明書	・転入の場合や夫の住民票が市外にある場合は取得していただく必要があります

過去に妊娠・出産をした場合	住民票・戸籍謄本等(死産の場合は母子健康手帳のページの写し等)が必要になる場合があります
---------------	--

お問合せ先

観音寺市こども家庭課（こども家庭センター）おやこ保健係 電話 0875-23-7899